

**改正私立学校法等に基づく
私立学校法監査の範囲、私立学校振興助成法監査の範囲
及び提出資料（案）**

改正私立学校法（以下、「私学法」）における監事と会計監査人の監査範囲

私学法上の 所轄・機関設計	大臣所轄学校法人等 会計監査人必置：会計監査→監事監査 (私学法144 I)	その他の学校法人（知事所轄） 会計監査人の設置は任意	
		会計監査人任意設置：会計監査→監事監査 (私学法18 II)	会計監査人非設置：監事 監査のみ (私学法18 I)
計算書類及び その附属明細書	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人による会計監査  <ul style="list-style-type: none"> ・監事による監査（会計監査人の監査の方法又は結果の相当性判断※） 		<ul style="list-style-type: none"> ・監事による会計監査
事業報告書及び その附属明細書	<ul style="list-style-type: none"> ・監事による監査（学校法人の状況を正しく示しているかの監査※） 		
財産目録	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人による会計監査（準拠性監査※）  <ul style="list-style-type: none"> ・監事による監査（会計監査人の監査の方法又は結果の相当性判断※） 		<ul style="list-style-type: none"> ・監事による会計監査

※カッコ書き内の監査方法については省令で規定予定

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

（計算書類等の監査等）

第百四条 計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人においては、計算書類及びその附属明細書については、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。

改正私立学校振興助成法（以下、「助成法」）における公認会計士等の監査範囲

私学法上の 所轄・機関設計	大臣所轄学校法人等 会計監査人必置 (私学法144 I)	その他の学校法人（知事所轄） 会計監査人の設置は任意	
		会計監査人任意設置 (私学法18 II)	会計監査人非設置 (私学法18 I)
計算書類及び その附属明細書	・私学法に基づく会計監査		・助成法に基づく公認会計士又は監査法人 (以下、公認会計士等) による監査
資金収支内訳 表※	・監査対象外※		
人件費支出内 訳表※	・助成法に基づく公認会計士又は監査法人（以下、公認会計士等）による監査※		
事業活動収支 内訳表※	・監査対象外※		

※内訳表の作成、監査については私立学校振興助成法施行規則で規定予定

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）

（所轄庁への書類の提出等）

第十四条 第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人（以下この条において「助成対象学校法人」という。）は、収支予算書を作成しなければならない。

2 助成対象学校法人（会計監査人設置学校法人等（私立学校法第八十二条第三項に規定する会計監査人設置学校法人及び同法第百四十三条に規定する大臣所轄学校法人等をいう。第四項において同じ。）を除く。）は、計算書類（同法第百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。）及びその附属明細書について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 前項の公認会計士又は監査法人は、同項本文の規定により監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4 助成対象学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第八十六条第二項の会計監査報告）を添付して、所轄庁に提出しなければならない。ただし、第二項ただし書に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。

公認会計士による監査の対象書類整理表（案）

私学法上の所轄・ 機関設計	大臣所轄学校法人等 会計監査人必置：会計監査→監事監査 (私学法144 I)	その他の学校法人（知事所轄） 会計監査人の設置は任意	
		会計監査人任意設置：会計監査→監事監査 (私学法18 II)	会計監査人非設置：監事監査のみ (私学法18 I)
私学助成なし	ケース1 私学法監査※ 1 ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法86条、私学法施行規則案42条	ケース2 私学法監査※ 1 ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法86条、私学法施行規則案42条	会計監査人による私学法監査なし ※計算書類及び附属明細書、 財産目録は監事監査を受ける
私学助成あり	ケース3 私学法監査※ 1 ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法86条、私学法施行規則案42条 助成法監査※ 1 ・内訳表に関する監査 私学法附則第19条 →助成法第14条4項 助成法施行規則案第2条	ケース4 私学法監査※ 1 ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法86条、私学法施行規則案42条 助成法監査※ 1 ・内訳表に関する監査 私学法附則第19条 →助成法第14条4項 助成法施行規則案第2条 (+α：都道府県の判断による)	ケース5 会計監査人による私学法監査なし ※計算書類及び附属明細書、 財産目録は監事監査を受ける 助成法監査※ 1 ・計算書類及び附属明細書監査 私学法附則第19条 →助成法第14条2項、3項 ・内訳表に関する監査 助成法施行規則案第2条 (+α：都道府県の判断による)

※ 1 この表における表記の意義は以下のとおり

私学法監査：私学法に基づき「会計監査人」が実施する監査（「会計監査人」は、私学法が定める機関のひとつ。）

助成法監査：助成法に基づき「公認会計士または監査法人」が実施する監査

【監査対象書類と関係規程 ケース1，2】

	作成根拠	会計監査人の 私学法監査（根拠規程）		助成法監査	（参考） 所轄庁への提出 助成法14IV
		○	—		
資金収支計算書	私学法103 II	○	私学法86 I、104 II	不要	—
・資金収支内訳表	助成法施行規則 ※1	対象外	—	不要	—
・人件費支出内訳表	助成法施行規則	対象外	—	不要	—
・活動区分資金収支計算書	私学法103 II	○	私学法86 I、104 II	不要	—
事業活動収支計算書	私学法103 II	○	私学法86 I、104 II	不要	—
・事業活動収支内訳表	助成法施行規則	対象外	—	不要	—
貸借対照表	私学法103 II	○	私学法86 I、104 II	不要	—
附属明細書	私学法103 II	○	私学法86 I、104 II	不要	—
財産目録	私学法107	○	私学法施行規則 ※1	不要	—

※1 私立学校振興助成法施行規則は会計基準とともに今後新設予定、私立学校法施行規則は今後改正予定

【備考】

- ・私学法の規程及び会計基準に基づき計算書類及びその附属明細書を作成する
- ・助成法に基づく収支計算書の内訳表は作成する必要なし
- ・（現行と比較して）活動区分資金収支計算書が計算書類に含まれることから、会計監査人の監査対象となる

私学法監査と助成法監査ともに行うケースの監査対象書類・関係規程（案）

ケース3
ケース4

【監査対象書類と関係規定 ケース3, 4】

	作成根拠	会計監査人の私学法監査（根拠規程）		助成法監査（根拠規程）		（参考） 所轄庁への提出 助成法14IV
資金収支計算書	私学法103 II	○	私学法86 I、104 II	△	助成法14IV、 私学法86 I	○
・資金収支内訳表	助成法施行 規則※1	対象外	—	対象外 ※2	—	○
・人件費支出内訳表	助成法施行 規則	対象外	—	○	改正告示 ※1	○
・活動区分資金収支計算書	私学法103 II	○	私学法86 I、104 II	△	助成法14IV、 私学法86 I	○
事業活動収支計算書	私学法103 II	○	私学法86 I、104 II	△	助成法14IV、 私学法86 I	○
・事業活動収支内訳表	助成法施行 規則	対象外	—	対象外 ※2	—	○
貸借対照表	私学法103 II	○	私学法86 I、104 II	△	助成法14IV、 私学法86 I	○
附属明細書	私学法103 II	○	私学法86 I、104 II	△	助成法14IV、 私学法86 I	○
財産目録	私学法107	○	私学法施行規則 ※1	対象外 ※2	—	(○)

※1 私立学校振興助成法施行規則は会計基準とともに今後新設予定、告示「文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件」は会計基準とともに今後改正予定、私立学校法施行規則は今後改正予定

※2 監査対象外だが、監査報告書上は「その他の記載内容」として整理される予定

【備考】

- ・私学法の規程及び会計基準に基づき計算書類及びその附属明細書を作成する
- ・助成法の条文上、計算書類及びその附属明細書について監査は求められていない
- ・ただし、助成法に基づく書類の所轄庁への提出においては計算書類及びその附属明細書についての私学法による監査報告を添付することが必要（助成法14IV）
- ・（現行と比較して）活動区分資金収支計算書が計算書類に含まれることから、会計監査人の監査対象となる
- ・私学法監査の対象となっていない収支計算書内訳表については、告示に基づく会計監査が別途必要となる

【監査対象書類と関係規定 ケース5】

	作成根拠	会計監査人の 私学法監査	助成法監査（根拠規程）		（参考） 所轄庁への提出 助成法14IV
資金収支計算書	私学法103 II	対象外	○	私学助成法14 II	○
・資金収支内訳表	助成法施行規則 ※1	対象外	対象外 ※2	—	○
・人件費支出内訳表	助成法施行規則	対象外	○	改正告示※1	○
・活動区分資金収支計算書	私学法103 II	対象外	○	私学助成法14 II	○
事業活動収支計算書	私学法103 II	対象外	○	私学助成法14 II	○
・事業活動収支内訳表	助成法施行規則	対象外	対象外 ※2	—	○
貸借対照表	私学法103 II	対象外	○	私学助成法14 II	○
附属明細書	私学法103 II	対象外	○	私学助成法14 II	○
財産目録	私学法107	対象外	対象外	—	—

※1 私立学校振興助成法施行規則は会計基準とともに今後新設予定、告示「文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件」は会計基準とともに今後改正予定

※2 監査対象外だが、監査報告書上は「その他の記載内容」として整理される予定

【備考】

- ・私学法の規程及び会計基準に基づき計算書類及びその附属明細書を作成する
- ・公認会計士による会計監査は無いが、計算書類及びその附属明細書については監事監査が必要であることには変わらない（私学法104 I）
- ・計算書類及びその附属明細書は私学助成法の規程に基づき公認会計士監査を受ける（助成法14 II）
- ・（現行と比較して）活動区分資金収支計算書が計算書類に含まれることから、公認会計士等の監査対象となる
- ・計算書類の「作成」は、理事会承認をもって完了する（私学法104 III）ことから、理事会承認を経た計算書類に対して助成法監査の監査報告が行われることとなる（現行と考え方に変更なし）。
- ・助成法監査の監査期間の十分な確保のため、計算書類の作成及び理事会承認は余裕をもって行っていただく必要がある

私立学校振興助成法に基づく提出書類等について（案）

会計監査人設置法人で
私学助成を受けている法人

ケース3
ケース4

①計算書類

- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
- ・貸借対照表

私 ★
私 ★
私 ★
私 ★
私 ★

②附属明細書

③収支予算書

④会計監査報告書※1

(⑤財産目録

私 ★
助
私
私)



- ・資金収支内訳表
- ・人件費支出内訳表
- ・事業活動収支内訳表
- ・人件費支出内訳表についての
公認会計士等による監査報告※2

助
助 ★
助
助

上記書類の提出にあたり添付を求める書類※4
(計算書類とは位置付けない)



会計監査人非設置で
私学助成を受けている法人

ケース5

①計算書類

- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
- ・貸借対照表

私 ★
私 ★
私 ★
私 ★

②附属明細書

③収支予算書

④①②についての公認会計士等
による監査報告※2、3

私 ★
助
助

- ・資金収支内訳表
- ・人件費支出内訳表
- ・事業活動収支内訳表
- ・人件費支出内訳表についての
公認会計士等による監査報告※2、3

助
助 ★
助
助

<所轄庁の定めにより添付書類の追加が可能>

私 私学法が作成根拠 助 助成法が作成根拠

★会計監査人による監査（私学法）の監査対象 ★公認会計士等による監査（助成法）の監査対象

黒字：法人作成書類
青字：監査主体作成書類

※1 監査の詳細は私学法施行規則で規定予定
※2 私学助成法監査の詳細は私学法助成法施行規則（新設）等で規定予定
※3 監査報告書は一体で作成される
※4 私学助成法施行規則で規定予定